




別紙添付④

裁判所書記官印 

証 人 調 書

(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成25年(ワ)第6239号
期 日	平成27年7月3日 午後1時15分
氏 名	北島宏治
年 齢	
住 所	
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

宣 誓 書

良心りょうしんに従したがって本ほん当とうのことを
申まうし上あげます。

知しっていることを隠かくしたり、
ないことを申まうし上あげたりなど、
決けつしていたしません。

以い上じょうのとおり誓ちかいます。

氏名 北島宏治



被告代理人（大森）

乙E第22号証を示す

これはあなたが作成した物ですか。

はい、そうです。

では、この内容についてお聞きします。あなたの当時の立場はどのような立場でしたか。

工事監理者です。

本件建物に使用しているKOパネルの問題についてお聞きします。具体的には後で聞きますので、KOパネルの問題は抽象的に言うとうどういう問題ですか。

はい、KOパネルはその内容について大臣認定を受けてるんですが、その実際に作られている製品が、その大臣認定の仕様と異なっているということが問題があるということです。

今、おっしゃられた仕様というのは仕事の仕に様という字ですか。

はい、そうです。

要は、ある状態ということですかね。

はい。

具体的にはどういう問題ですか。

二つございまして、一つはリベットの仕様が違うということ。もう一つはリベットの種類ですね、種類が違うということ。それと目地の仕様が違っているということです。

それでは、リベットの問題についてお聞きします。本件ではなく、他の建物でリベットの問題があることを初めて聞いたのはいつですか。

平成21年12月24日の夜になります。あの日は日本建築センターの完了検査がありましたので、その終わった後話を聞きました。

誰から聞いたのですか。

鹿島建設の担当者と所長も一緒に同席していました。

どのような内容でしたのでしょうか。

他の物件において、K Oパネルに、本当は鋼材製のリベットなのですが、それがアルミ製リベットが一部使われているということが判明したことです。それと、本建物において、納品書を一部確認した範囲では、鋼製リベットであるということを確認したということ。それと、実際の建物、本建物において、リベットを確認したところ、鋼製であると。およそ2パーセント程度の抜き取りなのですが、鋼製であるということを確認したというふうに聞きました。

ということは、今のはほかの建物では一応そういう問題が出たけど、本件建物では、少ない調査だけど問題なかったということですか。

はい、そういうことです。

この公告に対して、あなたはどうか対応したんですか。

はい、自分でもEPSという小さな部屋がありまして、そこは露出してましたんで、それでマグネットで確認したところ、くっついたということで鋼製であるというのを確認しました。それと、2パーセントの抜き取りというのは、あまりにも少ないと思いましたので、全数、点検するよということを示しました。それと以上の内容につきまして、三菱地所の担当者にメールで報告をいたしました。

では、本件建物にリベットの問題があるということを知らされたのは、いつですか。

本件建物には、平成22年1月7日の夜になります。

どういう内容でしたか。

1枚のK Oパネルでアルミ製リベットが発見されたという内容でした。それ、誰から聞いたんですか。

鹿島建設の担当者から聞きました。

電話ですか。

メールで来たのと、それと間髪入れずに大体電話で来てたと思います。
両方で確認しました。

あなたはこれに対して、どのように対応したのですか。

もうその日は夜でしたので、明くる1月8日になりますか、私ではなく、他の担当者を現地に行かせまして、確認をさせました。そして、ほとんどのリベットは鋼製であるということでしたが、20階の一部のパネルから磁石にくっつかないアルミ製のリベットが発見されたということを報告を受け、私の上司はそれを聞いて、三菱地所に電話で報告をしています。

それでは、次に目地の仕様の問題についてお聞きします。目地の仕様の問題というのは、具体的にはどういうことですか。

目地の仕様については、主に四つ問題があります。一つは連結金物という物の、ピッチが違っているのと、あと内側についてるということ。二つ目は目地の幅が本来であれば、1センチの幅なんですけど、実際ついてる物は2センチの幅になってるということ。3番目は、セラミックファイバークラケットという材料が目地の裏側にこうついてないといけないですけども、その材料がついていないということ。4番目ですが、目地の間にそのすき間に、ガスケットという物が入っておるんですけど、その材料が耐火ガスケットという種類で違っているというのと、そのガスケットはしかも二つ入っているという、主に四つの問題です。

では、この問題が分かったのはいつですか。

平成22年1月12日、鹿島建設の報告書によって知りました。

乙E第6号証を示す

この報告書、これが今、あなたが言われた報告書ですか。

はい、そうです。

それでは、本件建物の連結用金物の問題について、少しお聞きします。本件建物のK Oパネルに連結用金物はあるんですか。

はい、ついています。

本件建物で、連結用金物に関する問題は先ほどちょっと出ましたが、もう一度、ちょっと具体的に言ってください。

はい、連結金物のピッチが違っていると、間隔が大きいということになります。

甲第57号証を示す

この図は見たことありますか。

はい、あります。

あなた、もしくは三菱地所設計が作成したのですか。

いえ、違います。

誰が作成したか分かりますか。

これは鹿島建設が説明用に作成したんだと思います。

この図面の中に連結用金物について、何か記載がありますか。

はい、左上に連結用金物、外装材の連結用金物の間隔が大きいと書いてあります。

上のほうに絵の左側の中ほど、上段のほうに連結用金具とあって、その右側に赤字で、今、外装材の連結用金物間隔が大きいと書いてある、この問題、間隔が大きいという問題ですね。

はい、そうです。

国土交通省の発表があった後、鹿島建設から施工計画書を受け取りましたか。

はい、受け取りました。

甲第48号証を示す

これがそのとき受け取ったという計画書ですか。

はい、そうです。

この計画書の中には、連結用金物の記載がないですけれども、それはなぜでしょうか。

この計画書というのは改善工事の施工計画書ですので、もう既にパネルがくっついておりますので、ということは連結用金物、当然ついているという前提で、わざわざなくても、我々として共通認識としてあるものだという事で、認識しております。

連結用金物の間隔はそのまま改善するという意味ですか。

そうなります。連結用金物を直そうとすると、全部はがさないといけなくなってしまいますので。

じゃあ、簡単かそのままという、それで解決するということですね。

はい、そういうこととなります。

では、このリベットと目地仕様の問題に対して、あなたはどのように対応したんですか。

目地仕様については、最初に浮き出るときには、よく内容が分かりませんでしたので、文章にて詳細な報告をすることという指示をしました。リベットにつきましては、全数検査をするようにという指示をして、不具合が発見されたときには是正をするようにという指示も行っております。

乙E第7号証を示す

この文書はあなたが出した文書ですか。

はい、そうです。

乙E第9号証を示す

原告のほうでは、この文書を根拠にK Oパネルの問題について、三菱地所設計は使用上問題ないと言っているという主張をしているんですが、その点についてお聞きします。まず、あなたはこの文書はそういう文書ですか。

いえ、違います。

これはどういう文書ですか。

ここに書いてありますように、日本建築センターの見解としてはということですね。1月5日付にて交付されている検査済み書が有効であるかどうかの判断を日本建築センターがした見解を述べたに過ぎない文書になってます。

いわゆる建築センターの見解を報告したということですね。

そういうことです。

じゃあ、この辺に関して、ちょっとお聞きしますが、日本建築センターが問題ないと考えている場合、是正しなくてもいいということに自動的になるのでしょうか。

いえ、そうではありません。民間の確認検査機関が発行した検査済み書に関しましては、特定行政庁が建築基準関係法令で関連規定にですね、照合して適合していないという判断をしますと、適正な是正を命ずることができるというふうになっております。それで、この下のほうにもただし書きがございまして、2の(2)ですね。ただし、今後の特定行政庁から建築主は施工者に何らかの命令が出たら、そこに従う必要があるということで書かれております。ですので、何らかの措置の命令が是正措置が下される前に、直すべき物については直しておく必要があるというふうに考えてます。

今、あなたが言われた建築基準の関係の規定は正確には建築基準関係規定でいいですか。

はい、そうです。

鹿島建設の是正工事はいつからいつまで行われましたか。

是正工事につきましては、平成22年5月26日から6月27日までです。

あなたは工事監理者として、是正工事の管理を確認しましたか。

はい、しました。

三菱地所にも報告しましたか。

はい、しています。

原告のほうでは、K Oパネルの問題は大した問題ではないと考えているようなのですが、その点についてはどうですか。

大臣認定と違っているということが問題です。先ほど申しましたように、特定行政庁から何らかの是正の指示命令が出されると、影響は大きいと思ってます。それは使用禁止等を含む是正の可能性があるということで、何の命令を出されるか分かりませんので、直すべきところは直すというふうに思っております。

本件K Oパネルの問題を解決するために、鹿島建設がマキベエを使用して、大臣認定を取りましたか。

はい、そのように聞いております。

いつ大臣認定を取ったか、分かりますか。

はい、平成22年4月16日の鹿島建設から提出された資料、報告書がありまして、その中に平成22年4月12日に取ったというふうに書いてもらってます。

この報告書はあなたが直接受け取ったんですか。

いえ、これは三菱地所設計宛てに受け取った文書だったと思います。

乙E第18号証を示す

これが鹿島建設から三菱地所設計宛てに来た報告書ですか。

はい、そうです。

この大臣認定書は見たことありますか。

はい、見ました。

乙E第17号証を示す

これがそうですか。

はい、そうです。

それでは、最後の質問になりますが。原告のほうでは設計管理費の支払いについて、設計と確認が済んだころ50パーセント、検査済み書を取得後取得を50から55パーセントが一般的だとおっしゃてるようですが、三菱地所設計としてはどうお考えですか。

三菱地所設計としては、先ほどの比率は70パーセントと30パーセントというのが一般的になります。

設計確認、つまり設計段階で70、工事監理の段階で30ということでしょうか。

そうです。

原告代表者（堀内）

まず、三菱地所設計は御堂筋フロントタワー、これ、発注者はTMK、その建設及び特定資産管理処分受諾者は御存じの三菱地所と。発注によってこのビルの設計監理をなされたわけですね。

そうです。

もちろん、設計監理というのは、重大な権限やあるいは責任はあることは当然御存じですわね。

はい。

それではまず、具体的にちょっとお尋ねしたいのが。

乙E第10号証を示す

これはあなたのほうから提出された物ですけども、これですね。これは小さい字でたくさん書かれておりますけども証人はもう十分、これに熟読されて、中身一々申し上げんでもお分かりでしょうね。

大分前のことになりますので、聞かれることについては、もう一回見たほうが確かだと思いたしますが。

ええ、はい。これはこの文面は2010年1月21日にお出しになってるようですけども。この後ですね、小田川社長、当時、今は社長さんであるかないか知りませんが、当時、小田川社長から、このあなたがお出しになった、この乙E第10号証、これと同じほかの物、たくさんありますけども、小田川社長から私のほうに報告書が来てるんです。私のほうが、その2月26日、2010年のね。内容証明で、このKOパネルについて、私のほうも何も事情分かりませんからね。どうも何となくおかしいから、どないなってるか詳細を知らせてくれという内容証明を送ったんです。それに対して回答いただいた。これが3月12日なんです。この回答の中に、この裏に添付がたくさんありましてね、その中の2ページ目にですね、今、あなたの提出なさってるこの乙E第10号証、これが1枚、その裏もありますけども、入っているわけです。それと全く同じ文面なんですけども、あなたがこの小田川さん、社長が私に送られた文書が、証拠が私のほう出していないでしたから、本来出すべきだったんでしょうけど、うっかりミスで出してなかった。この中見ますと、あなたのこの細かい字でたくさん書いてますが、三菱地所設計は1時間耐火の、これは鹿島建設から推薦されたと、それを検討された、ということですね。

そうですね。

その結果、これは1時間耐火であり、それからほかの、まあいろいろ条件ありますけど、それらの基本認定書、これもここに書いてますが、あなたの乙Eによりますと、認定番号がFPO6ONE0076と引いてあります。これ、略して0076と今後言います。この0076のいろんな認定書にまつわる仕様やら基準はありますわね。それには検討されたわけですね。

二つございまして、一つはこれは会社として出してるので、私自身が書いた文章ではございません。もう一つ。

もちろん、あなたが書かれたんだと関係なくっても、一般的に、あなたは—

級建築士，現場監督あちこちなさっているようですから，設計者の常識として会社としては設計監理会社ですから，こういう書面を出されるからには，ここに。

被告代理人

ちょっと証人の経験していないことを聞かれても，ちょっとまずいと思います。

原告代表者（堀内）

いや，あなた，個人じゃないです，会社として。

裁判長

要するに，何をお聞きになりたいかは，ちょっと明確にさせていただいて，質問させていただいて。そのお答えが要するに経験してないから分からないという答えであれば，もうそれはそれでちょっとやむを得ないところがありますので，そういう形でやっていただけますか。

原告代表者（堀内）

分かりました。だから，0076のあなたはやってないとおっしゃってますけども，一般的に，当然設計監理会社ですから，会社はそういう内容チェックされる，これは当然ですわね。別にあなたは知らなくても。

それはそうだと思います。それと，私は本物件の途中平成21年6月から前任者の交代で来ておりますので，その検討については言われた指示ではなく，前任者がやっておりますので，私自身がやったというわけではございません。

今，お尋ねしてますのは，あなたはそうであったとしても会社は設計監理会社ですから，当然，これ，書面書いてらっしゃるんですから，0076の認定書の内容，基準，仕様，調査した結果，これは問題ないということで三菱地所に推薦したと，そういうことじゃないんですか。あなたじゃないよ，会社としては。

こちらについては、認定番号の確認、認定の内容について、どこまで確認したか私は分かりませんが、基本的にはそれ相応の確認はしたと思っております。

それは当然ですね。それに基づいて、じゃあ、このK Oパネルの何番ですか、0072ですか、として、0076ですね、の基準に従って生産に入る準備をしていったと。これを使って確認を取ったと、そういうことですね。

そう思います。

これで確認は下りたから、このまま生産に入っていたと。K Oパネルの制作図とかも、それも作られてるでしょう。それから、それに基づいて、岐阜折版に鹿島建設は旭ビルを通じて発注されたと。で、製造は進みかけたと。それで翌年の2009年5月28日、あなたはいらっしゃらないけど地所設計の方が一人、三菱地所の方が3人、鹿島建設の方が3人、旭ビルウォールの本件の代表者の小野田さんほか一、二名の方、あるいは岐阜折版の現地の責任者の方、総勢12人が現地へ。これは岐阜折版の協力工事であった弘化産業、岡山県ですね、そこで検査されたわけです。それは御存じですね。

製品検査の報告書を見えています。

それで、まあ結果、小さい問題はあったけども、今、おっしゃってる連結板とかその他全部あると、ほかに何も問題ないということですね。それで、めでたくその後どんどん生産が進んで、それで一応K Oパネルの張りつけが全部終わったと。それで、先ほどおっしゃった完了検査を2009年の12月24日に受けられたと、それもよかったと、オーケーだったと。で、翌年1月5日に検査済み書を取得されたと。で、それで全部無事終わったわけです。それで、あなたのとこの社長からいただいている、あなたはこれを証拠として出してませんから、御存じないかもしれませんが、三菱地所設計としては、設計監理者として責務を果たしたと考えていますと言ってらっしゃるんですけども、もちろん設計監理者として責任果たされるのは当然ですけども、あ

あなたはどう思われますか。責任を果たしたのか、果たしてなかったのか。

責任を果たしていると思います。

当然そうですね。そこで、問題なんですけども、その検査済み書をもらった2010年、平成22年ですか、1月5日。そのすぐ後に、KOパネルに問題があると、目地幅がどうのこうの、耐火がどうのこうの、たくさん先ほどあなたもちょっといろいろルール説明されましたけど、いろんな問題が出てきたと。当然その一部は当時、地所設計からは一部だけです、ほんの一部、それも曲がった説明をうちに報告ありました。その後4月7日には公式に国交省がホームページでプレス発表しましたね。そういう0076の基準に従ってできたと、あなた方もそのKOパネルの制作前の図面、それを承認されたと。もし、違ったらその段階で発見できるはずや、設計図の段階で。ところが、それはミスだったのか、そのとおりであったのか、私は分かりませんが、とにかく結論としては、工場検査もオーケーになってるのに、何で0076と違う仕様の物が突然発見されたと。そうすると、先ほどおっしゃったように、地所設計の当時小田川社長も、あるいはあなたもおっしゃったように、地所設計は責任を果たしたとおっしゃってる、設計監理者として。設計監理者として、責任を果たしてたら、こんなことになるわけじゃないじゃないですか、そう思いませんか。

0076号については、その内容について、詳細が公式にメーカーのほうから公表されていなかったために、確認できない部分があって、その部分について、今回不具合があったというふうに認識しております。

メーカーのほうから内容が公開されてないとおっしゃいましたね。

そういうふうに聞いております。

ところが、0076の認定書、これには全部内容、きちっと明確に公開されてるじゃないですか。それはあなたのほうは鹿島建設からその図書を受け取

って、内容を検査して、それでこれで問題ないということで推薦オーケーされたら、そうじゃないんですか。

0076の後ろについでる添付資料の内容まで全て、その添付の内容全数が公開されていたわけじゃないと聞いております。

え、もう一回、すみません。

0076号の認定書というのは、紙1枚になっておりまして、その後ろのいろんな認定の書類が付属してあるらしいのですが、それが全て公開されていなかったのだから、どこまでのずれがあるかというのを誰も認知できなかったというふうに聞いております。

あなた、認定、これ検査して、調査したとおっしゃいましたね、鹿島建設から図書をもらって。0076の認定書というのは、これ1枚です。これ1枚で内容検査できるのですか、この裏に条件全部書いてある、14枚あります。

該当箇所については、公表されていなかったと聞いております。

なぜ、それ質問しないの。それだけでは何もいいか悪いかわからないじゃないですか。これだけ見て分かるんですか、これで問題ない、オーケーだと。

私の交代した時期には、もうその確認の時期を過ぎておりましたので、それは私ではなく、前任者のチェック範囲ですので、私としてはちょっと分かりません。

それでは、あなたの1級建築士としての現場での監督、あちこちやってらっしゃるんですから、常識を聞かせてください。そういう調査、研究するときには、まして、これ設計変更によるVEやね。前のいいパネルをいいかどうか知りませんが、変更しようという大事な場面でしょう。当然それを調査なされたんじゃないですか。

大臣認定書につきましては、どこまで公開するかというのは、その取得したメーカーサイドの取得した会社側に権利がありまして、全てを公開するという義務は特にはないのです。それで、言っても出さないと

いう場合もときどきあるようでして、その範囲に入っていたと。何で鹿島建設に何か持ってきた図書を受け取って調査したと、検討したと。もし、ならんものなら、なぜ鹿島に調査せよと、出せと指示されなかったんですか。

それは私の段階では、既に時期がちょっとずれているので、私に言われても、ちょっと、私としてはちょっと答えられないですけれども。だったら、常識で教えてください。一般的には、設計監理会社としての。

どこまで確認したのかちょっと、前任者に確認しないと分かりませんが、分る範囲では確認しているというふうに思っております。それで、とにかく、その0076の目地幅10センチ、10ミリ。ほかにもいろいろありますけども、例えば耐火ガスケット。0076は1本ですわね。ところが、あなたのところは現場につけられたあれは耐火ガスケット2本ありますね。その他、裏地カバーがあるとかないとか、いろいろ違ってらるんですけども、今の0076のその基準に合った物が、あなたとかが検査して、その検査、製造する前にはチェックして、それで通されたわけです。もし、そこで違ってたら、このKOパネル事件は未然に防げたわけです。そうじゃなかったですか。

確認できる範囲においては確認したというふうに思っておりますので。

確認できる範囲で、当然分かることですね、一部10ミリが20ミリもあつたら全然違いますね。

そうですね、ですので今回はその確認できない範囲に入っていたので、関係者一同、誰も気づくことができなかったということになります。確認できない範囲とは、どういう意味ですか。

つまり、メーカーサイドが公開していなかったということになると思います。

これに書いてるやないですか、全部ちゃんと明確に。それで、鹿島が持っていったんでしょ。もし、持ってこなんだら、あなた、鹿島か、あるいは岐阜折版言って、これは僕は知らんけども、国交省のホームページに載っているんじゃないですか。

裁判長

ちょっとお待ちください。今、示されているのは、証拠で出されているものですか。

原告代表者（堀内）

これが出てないんです。先ほど申し上げたように。

裁判長

だから、そこで、ここに書かれているとかおっしゃっても、記録にないものはそれは困るんですよ。だから、質問の仕方をちょっと変えてもらえますか。

原告代表者（堀内）

では、あなたはもうそれは知らなかったと、あなたのおらん範囲だからということですね。いずれにしても、あなたもおっしゃったし、社長もおっしゃってますけども、三菱地所設計は責任を全うしたとおっしゃってるわけです。当初に取った建築確認済み書のと通りの仕事をやったとおっしゃってるわけですね。

できる限りで、最善の努力をしたと思っております。

そうですね、それがあのKOパネルの大事件の糸口を発生させたということは、結局、そのとおり責任ある仕事をしてなかったと、そういうことじゃないんですか。

その大臣認定の書類の内容の公開の範囲の問題になってしまうと思っております。

甲第49号証を示す

これは本件訴外の鹿島建設と岐阜折版との間に、このパネルの工事に関して、

訴訟があったわけです。その話はうわさでも聞いておられませんでしたか。

この事件が発覚して、しばらくたってから、そのような話は聞きましたが、そのときには知りませんでした。

この鹿島建設の小泉専務と旭ビルウォールの社長との間でできた、これ覚書なんです。これの最後のページ、4ページ目をごらんください。国土交通省が4月7日に発表した問題の7物件という物は、この中に書かれています。この1から7までの7物件。このことですね。

他の物件のことについては、私はよく分かりません。

どういふことですか。

他の物件についてはよく分かりませんが。

他の物件でもないでしょう。ここにも、要するに7番目に書いてますね。

そうですね、当該物件については分かりますけれども、国土交通省は名前を発表されていたんでしょうか。

うん、だから7物件と言ってますね。

7物件と書かれていても、これは確かにそうなのかどうかは私には全く分かりません。

何で大騒ぎになっても、これ設計監理事務所として調査されませんでしたの、国交省の発表があったときに。

他物件については特に勉強しておりませんが。

それで、この中の1時間、これはあなたは知らんとおっしゃるから、御堂筋フロントタワーは1時間耐火でしたね。

そうなります。そういう箇所があります。

そうですね、0076では目地幅が10ミリですね。

そうです。

国交省の発表では20ミリとなっておりますね。

国交省の発表の書類ありますですかね。

甲第24号証の1を示す

これですね、国交省の発表によると、大きく違うんですけども、あなた、これ、国交省の発表ある当時、当然ごらんになってますよね、あなたの会社はこんな重大な物を。

見ております。

そうすると、あなたが確認取られたKOパネルの0076の基準と全然違うこと、国交省、発表してるわけです。そう思われませんか。

国交省の発表は、ほかの7物件も含めて発表されてるんじゃないんでしょうか。詳細は国交省に聞かないと私には分かりませんが。

ですから、調査されたでしょう。発表だけ見て分からんということでしたか。

私の担当物件については、調査をしておりますので分かりますが、国交省の発表と多少ずれているということも認識はしております。

ですから、その発表をなぜこんな10ミリと20ミリ、どこの物件だと、これは。そういうこと確認されませんでしたか。

すみません、どっかに目地が20と書いてあるんでしょうか。

どこやったかな、20ミリということはさかんにおっしゃってたけども。要は確認取られたのは10ミリでしょう。それは違いますか。

この認定書上は10ミリであると。

認定書上はな。認定どおりのことをしないかんわけですね。

そうですね。

国交省の発表はこの20ミリというのは、どこか分からんと、あなたおっしゃったけれども、分からなかったのですか。

目地幅・・・

被告代理人

裁判長、ちょっといいですか。その20ミリ、申し訳ございません。20ミリはどこに書かれているのでしょうか。それをちょっと特定していただいた上

で御質問ください。

原告代表者（堀内）

取り消し願います。

裁判長

じゃあ、次の質問に行ってください。

原告代表者（堀内）

じゃあ、次、行きます。あなたのほうは、それはあなたおらんから調査しないと、場所は。そういうことですか、国交省の発表をですね。

国交省の発表の内容については確認はしました。

だけど、なぜそういう発表になったのか、10ミリか20ミリかということは調査されなかったの、どこが10ミリなのか20ミリなのか。この長さのうち。

いえ、国交省の発表の中に、目地の幅についてのミリの数値が書いてございませんので、そういう意味ではないかと思います。

甲第71号証の1から2，3までを示す

これ、一度に送付された物を、こちらの手違いで甲三つまで、71の1，71の2から3まで分けてますけども、それは一括の物です。これはそのメールにもありますように、1のところですね、ごらんください。これは鹿島建設の当時の部長、建築管理本部、建築技術部、部長永野隆彦さんが岐阜折版に送ってきた物です。この約1週間前、1月6日の時点。既に、御堂筋フロントタワーを張りつけ工事し、鹿島建設のいろんなこういう関連の仕事をほとんど一手にやってる旭ビルウォール、せやけど、この裁判、岐阜折版やってる言うてましたけど、その会社の代表責任者から、岐阜折版に対して、朝9時です。6日の日の。既に電話で、こういう物を作ってくれと。それはワールド北青山の耐火試験を行うものだと。ワールド北青山というのは、その時点で既に二、三年も前に完成して、大ぜいの人が入居してるわけです。

それを今さら耐火試験というのはおかしいんですけども、そういう注文があったわけです。岐阜折版は、それもとりあえず作ってみただけですけども、情報が入って、それは当事者の今の小野田さんのほうから情報入って、何か耐火試験受けるのに、故意に連結板外したり、シールバックを外したりして、試験を落とさせるような工作やってるのはどういうことだという質問があったそうです、岐阜折版の専務の自宅に夜8時。それで、専務は心配して、翌日、小野田さんに電話したんですけども、要領を得ないと。また、やむを得ないんで、鹿島建設に都築課長というんですけど、担当は。課長に直接電話したと。そしたら、向こうも何かわけの分からんことを言う。ということであったようですが、あなたはそういう話は御存じですか。

知りません。

そしたら、鹿島建設は書面で送っておくとなりまして、この書面が送られてきたわけです。それを作れということです。ワールド北青山の仕様でと言うてます。あなたは知らんとおっしゃると思いますけども、ワールド北青山というのは、これは何ですね、どう言うたらいいですか、御堂筋フロントタワーと全く同一の仕様なんです。それを送られてきて、その図面どおり作れと言うから岐阜折版は断ったの。なぜ、断わったかいうことは御存じですか。

知りません。

その図面でごらんください。3ページ目、4ページ目、5ページ目。表から5ページ目です。

甲第71号証の1から3までを示す

図面の3枚目です。あなたは専門家やから、これを永野さんがワールド北青山の仕様でこれを作れと言いにいったわけです。これには連結板、っどこに入ってますか。

他物件の図面なので、よく分かりませんが。

図面出ないから、他物件であったって、すぐお分かりになるでしょう、簡単

なことですから。

連結板は表記されてないように見えます。

ありませんね。ということは、ワールド北青山においても、あるいは御堂筋においても、岐阜折版は連結板をちゃんと張った物を送ってるわけです。先ほど、あなたもおっしゃいましたね。岐阜折版は張ったと。ところが、連結板を外した、違う物を作れと、それで岐阜折版はそんなもう違う物を作って、こんな耐火試験受けたら当然、落選するからということで断ったと言うんですが、それは正しいですか、間違ってますか。

ちょっと、もう一度簡潔に御質問をいただけますか。

だから、実態と違う物を作れという図面をもらって、岐阜折版はそれを作るのは嫌だと、そんな違う物を作るのは。自分とこの信用にかかると。だから、鹿島の断ったと、それは正しいですか、間違ってますかということです。

その今の御質問の最後の言われたことだけを捉えると正しいかと思いますが。

それで、鹿島建設は岐阜に断られたもんだから、次、行きます。その後、甲第何号証かな、とりあえずここが大事なんです。

甲第58号証を示す

岐阜折版に断られた鹿島建設の永野部長は、今度は弘化産業にこの図面を持って行って、これと同じ物を作れということで説得したと、作らせたわけです。そして、この中で弘化産業の向こうの代表者は下の段落のところに言ってますね。KOパネルの仕様でない物を作ったと書いてますね。

KOパネルとは別仕様での製造です、これでしょうか。

別仕様、違う物やね。

はい。

ということは、KOパネルと鹿島建設は称して、日本建材センターでしたかね、耐火試験受けるところ。そこに2月末頃に耐火試験受けたんですけども、

ところが実際はK Oパネルじゃなかった、別の仕様だった。それで、しかも連結板はない。それから、もう一つはこれは岐阜折版の責任の仕事やないですけども、当然鹿島らに、旭ビルがやられたということですけども、シールバックを外してきた。そんな物で耐火試験受けたら、落選するのは当たり前のことなんです。ところが、鹿島、あるいは三菱地所設計、地所にしては、その落選のお墨付きがほしかったわけ。それで、強引の試験受けたと。当然、それは受かりませんわね。それで、慌ててまた、慌てはしてない、予定どおりでしょう、それで一旦落選した物を翌月、今度はそこはシールバック張ったり、あるいは連結板張ったり、先ほどおっしゃったマキベエをいろいろ張り巡らせて、それでやっと耐火試験を通ったと。それが新しい認定番号1041やったかな、42やったか、新しい認定番号、あれはおっしゃった、取得したんです、鹿島建設が。それは御存じですね、取得したのは。

新しい認定番号取得したのは知っておりますが、今までの経緯については知りません。

ええ、そうですね、詳しくは御存じなかったでしょうけど。だから、そういうことでK Oパネルのにせものを弘化産業は鹿島の、あるいは三菱地所設計も当然そんな重要なことを参加してるはずですし、当然それを知っていながら、にせもの作らせたということで間違いありませんか。

耐火試験の実験については、当社は参加しておりませんので分りません。

これ、耐火試験という重要な試験は、設計監理者はどこでも参加するんやないんですか。

工事監理者の業務範囲外になりますので、参加しておりません。

原告代理人（榎本）

乙E第9号証を示す

先ほどごらんいただいた書類ですけれども、この一番下の行のところに建物

使用について問題ないと考えてるという記載がありますね。

はい、あります。

それで、この1月14日の翌日が建物の引き渡しの期日ということは知っていますよね。

1月15日が引き渡しですね。

15日がね。そのときに引き渡すこと自体は問題はないですよ。

引き渡しに関しましては、契約者間、つまり施工者と。

うん、そうだけど、引き渡すことに何か問題がありますかというお尋ねなんです。

日本建築センターの見解によると、問題はないということになります。

甲第24号証の1を示す

先ほどの国交省の発表の文書ですけれども、先ほどの証言だと、連結用金物は本件物件にはついてるけど、ほかの物件についてないだろうと、こういうお話ですか。

他の物件については分かりません。

ただ、本件物件についてはついてるわけですね、あなたの認識だと。

ついております。

ただ、この国交省の発表だと、③として外装材の連結用金物が存在しない、こう明確に書いてあるわけですよ。そうすれば、ついてるんだったら、国交省に言って、ここ違うということを少なくとも本件物件では、これは違うぞということをおっしゃらないじゃないんですか。

外装材の連結用金物が存在しない等と書いてありますので、よく分かりません。

でも、存在しない等ということは、存在しないということがまずあるわけですよ。

ほか、ということではないでしょうか。

ほかはいいんですけど、存在しないんでしょう、ここの記載は。で、あなたはそれはほかの物件のことだと言ってるわけだけでも。

存在しない等ですので、それがどこまで含んでいるか、等の意味がよく分かりません、この文書ですと。

ただ、ついてるんだったら、ついてると、本件物件についてはついてますよということを訂正させるべきではないんですか。

国土交通省が発表されたことなので、これは誰が言ったらいいのかというのは、ちょっと私にも分かりませんが。工事監理者が行くべきかどうかというのは、ちょっと違うかなと思っております。

じゃあ、鹿島に言いましたか、「訂正させろ」と。「訂正してきてくれ」と。言ったか、言わないかだけ。

鹿島建設とは内容が違うという話はしました。

鹿島建設がそれを国交省に言いに行ったということは聞いてますか。

聞いておりません。

甲第55号証を示す

これは先ほど、若干質問にも出たんですけども、これはまだあなたがタッチしてないころだと思うんで、21年5月だから。ただ、ここで立ち会ってKOパネルについて問題ないということを確認されたということは分かっていますよね。

はい。

それで、実際に施行された物、ここで確認したにもかかわらず、実際に施行された物が認定を受けた物と違うということが、ここで確認してるんだから、確認したということは認定を受けた物と同じだということは確認されてるんじゃないの。

先ほどの話に戻りますが、公表された範囲では我々は確認していると

思っております。そのメンバーの中に岐阜折版も出席してるかと思うんですけど。

ええ。

彼らは出席していながら、何も指摘をしなかったということは、認定品どおりだということなんではないんでしょうか。

だから、この段階では、先ほどの0076の物と間違いないということが確認されたんじゃないんですか。

岐阜折版も、取得者自身が出席しておるので、その段階ではそういう解釈で認定どおりだというふうに皆思っていたと思います。まあ、私、参加しておりませんので、推測になります。

乙E第6号証を示す

1月12日付の文書ですけれども、この2枚目に図面がありますよね。この図面は御承知ですよね。

はい。

ここでは上が現状で下が耐火、大臣認定となってるんですけども、これ見るとリベットのところは上がスチールで下が鋼製となっているんですけど、アルミということは書いてないんですけどね。そういう、この1月12日の段階では、あんまりアルミのことは問題になってないんですか。

いいえ、1月7日に確認されましたので、ですが、アルミ、リベットというのはほんの一部に使われていたもので、ほとんど大多数がスチールなので、スチールと書いてきたというふうに、私は解釈しますが。ただ、問題になったのは、リベットがアルミだということなんでしょう。じゃあ、そこはやっぱり、ちゃんとアルミだということは指摘しておかなきゃいけなかったんじゃないんですか。分からなきゃ、分かんないでいいですよ。

この文書は上に書いてあるのは、今回の建物の標準収まり図を書いているんだと思います。

リベットのことは指摘してないということですか。

すみません。

いいですよ、一番下のところに、現状形態と認定との違いということが書いてあって、そこにもリベットのことは書いてないんです。どうしてかということ。

これは前の文書で指摘してるんじゃないでしょうか。リベットという表現がありますので。

で、これは2枚目のところでは、なぜそれが指摘がないんですかということなんです。

それは作成者が鹿島建設なので、鹿島建設に関かないと分かりません。リベットのことは最終的には問題としては、大した問題じゃなかったんですよ。

リベットについては、数は少なかったと思います。

それで、だから是正すると言っても大した問題として、大きな問題になるようなことではなかったということでもいいですね。

比較的短時間に直すことは可能であったんじゃないかと思います、リベットだけに関してでしたので。

被告代理人（大森）

乙E第6号証を示す

この1枚目。1枚目にリベットのことが書いてありますか。

書いてあります。

何行目ですか。さて、外壁というところから。

2行目と3行目になります。

2行目と3行目に接合剤、リベットまたはブラインド、リベットの材料が鋼製と明記されているにもかかわらずということで書いてありますね。

はい。

もう一点。製品建築の生産というのは、製品検査をすれば、間違いなく後は全部正しい物が入るとい物ですか。

いえ、違います。ときどき、抜き取りで確認をする必要があると思います。

今回、リベットは先ほどの話では20階のところでは数か所でしたよね。

はい、そうです。

ということは、19階分までは全部よかったということですね。

そうなります。

ということは、建築の生産というのは、メーカーの次第というところということですか。

工事監理者としては全て全数見れるわけではございませんので、100パーセントというふうには言い切れませんが、あとはメーカー側の自主管理になります。

通常は最初のほうの検査ということですね。

はい、そうなります。

以上